

投資信託説明書(交付目論見書)

マネックス・ゴールド・ファンド

追加型投信／内外／その他資産(商品)

使用開始日 2025年11月14日

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されています。
- 当ファンドの販売会社、当ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行う者

マネックス・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第2882号

受託会社

ファンドの財産の保管および管理を行う者

三菱UFJ信託銀行株式会社

委託会社への照会先



センター
03-6441-3964

受付時間 営業日の9時～17時



ホームページ
<https://www.monex-am.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	その他資産 (商品)	その他資産(投資信託証券 (その他資産(商品)))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(<https://www.toushin.or.jp>)でご確認ください。

- 「マネックス・ゴールド・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年10月29日に関東財務局長に提出しており、2025年11月14日にその届出の効力が発生しております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者の請求により販売会社又は委託会社から交付されます。なお、ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社の情報

マネックス・アセットマネジメント株式会社

委託会社名	マネックス・アセットマネジメント株式会社
設立年月日	2015年8月28日
資本金	14億円(2025年9月末現在)
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	890,058百万円(2025年9月末現在)

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1

LBMA金価格指数に連動するETFまたはETC(上場投資信託)への投資を通じて、金現物価格の値動きとおおむね同等の投資成果を目指します。

<主要投資対象銘柄>

名称：iShares Gold Trust Micro ETF

運用方針：LBMA 金価格指数のパフォーマンスへの連動をめざします。

管理報酬等：年率0.09%

基準通貨：米ドル

運用会社：ブラックロック

名称：iシェアーズ・フィジカル・ゴールドETC

運用方針：LBMA 金価格指数のパフォーマンスへの連動をめざします。

管理報酬等：年率0.12%

基準通貨：米ドル

運用会社：ブラックロック・アドバイザーズ(UK)リミテッド

2

円換算ベースの金現物価格の値動きと概ね同等の投資成果を目指します。実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

1. ファンドの目的・特色

主な投資制限

- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 金先物の取引を含むデリバティブ取引は、投資対象とする現物資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

分配方針

原則として、毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に、収益の分配を行います。

- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 当ファンドは、信託財産の成長を優先するため原則として分配を抑制する方針とします。
(ただし、基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。)

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2.投資リスク

当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動き、為替相場の変動等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の影響を受けます。したがって、**投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されるものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落して損失を被り、投資元本を割込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆さんに帰属します。**

主な基準価額の変動要因

価格変動リスク	● 当ファンドの主な投資対象のETFまたはETC(上場投資信託)が連動目標とする金の価格は、一般に、金の需給関係や為替、金利の変動、国際情勢や経済環境、資源開発の状況、各國政府の政策・規制等の影響を受けます。これらの影響により金の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因になります。
為替変動リスク	● 当ファンドは、組入外貨建資産について、投資している投資信託証券の発行通貨に対して円安になれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、円高になれば当ファンドの基準価額の下落要因になります。
信用リスク	● 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化、倒産等の影響により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
流動性リスク	● 当ファンドにおいて金融商品取引所上場の投資信託証券を売却または購入する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあります。基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

2.投資リスク

収益分配金に関する留意事項

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。従って、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことです、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意事項

- 当ファンドの資産規模に対して、大量の購入申込みまたは大量の換金申込みがあった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- 当ファンドは、投資判断によっては特定の投資信託証券に集中投資することがあります。そのため、当該投資信託証券の影響を大きく受ける場合があります。
- 当ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。

リスクの管理体制

- 委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が運用パフォーマンス評価と、対象ファンドの運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理委員会に対象ファンドのリスク分析の結果を報告します。さらに、当会議体等において、運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

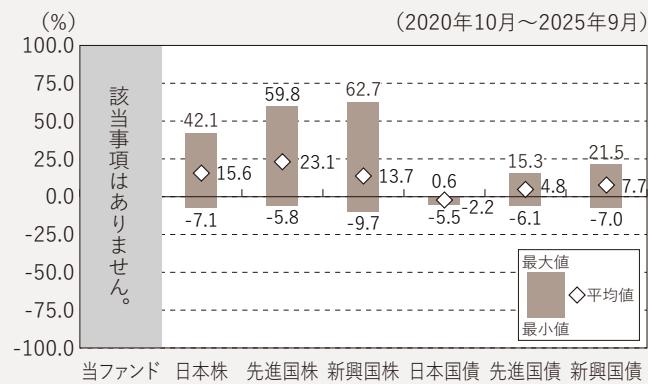
2.投資リスク

■ 参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは2025年12月1日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書の提出日現在、分配金再投資基準価額および年間騰落率はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 代表的な資産クラスについて、2020年10月～2025年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラスすべてが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 当ファンドは2025年12月1日より運用を開始する予定であり、有価証券届出書の提出日現在、運用実績はありません。
- 当ファンドにはベンチマークがありません。

<各資産クラスの指数>

日本株：TOPIX配当込み指数

先進国株：MSCI Kokusai (World ex Japan) Index

新興国株：MSCI EM (Emerging Markets) Index

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)

新興国債：THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

(注)海外の指数は、為替ヘッジ無しによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

騰落率は、FACTSETが提供する各指数をもとに、当社が計算しております。

- 「TOPIX配当込み指数」は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
- 「MSCI Kokusai (World ex Japan) Index」は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを表す株価指数で、配当を考慮したものです。MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- 「MSCI EM (Emerging Markets) Index」は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式市場の動きを表す株価指数で、配当を考慮したものです。MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
- 「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、日本の公募利付国債市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。
- 「FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- 「THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index」は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

有価証券届出書の提出日現在においては、当ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産総額の推移

該当事項はありません。

分配の推移(税引前)

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

当ファンドにはベンチマークはありません。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。
委託会社のホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位
購入価額	当初申込期間：1口あたり1円 継続申込期間：購入申込日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する期日までに購入代金をお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合せ下さい。
購入の申込期間	当初申込期間：2025年11月14日～2025年11月28日 継続申込期間：2025年12月1日～2027年2月26日 ※継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される予定です。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が下記のいずれかの休業日に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。 ・ニューヨークの銀行 ・ニューヨーク証券取引所 ・ニューヨークの商品先物取引所 ・ロンドンの銀行 ・ロンドン証券取引所
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みを中止することおよび既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限です。(設定日2025年12月1日)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ①信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ②受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	原則として毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2026年11月30日
収益分配	毎決算日に、収益分配方針に基づき、分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
信託金の限度額	9,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。 (https://www.monex-am.co.jp/)
運用報告書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成します。交付運用報告書は、販売会社又は委託会社から交付します。 ※交付運用報告書および運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページにおいても開示しております。
課税関係	課税上の取扱いは、株式投資信託となります。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。ファンダは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。 ※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口あたり1円)に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。※詳しくは販売会社までお問い合わせください。購入時手数料は、商品説明及び販売の事務手続き等の対価として販売会社が受け取るものです。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.0638%(税抜0.058%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期間の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
		支払先	内訳	主な役務
委託会社	年0.0242% (税抜0.022%)	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価		
		販売会社		
受託会社	年0.0154% (税抜0.014%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理等の対価		
		当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価		
投資対象とする 投資信託証券	投資対象ファンドの純資産総額に対して、年率0.09%～0.12%程度(運用および管理等に係る費用)※			
	当ファンドの純資産総額に対して、年率0.1538%～0.1838%程度(税込)(概算値)、(年率0.148%～0.178%程度(税抜)(概算値))※ 当ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託証券の運用および管理等に係る費用を合わせた実質的な信託報酬率です。			

※概算値は、投資対象とする投資信託証券における運用および管理等に係る費用を含めた実質的な報酬率を各投資信託証券への想定配分に基づき算出したものです。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、「実質的な信託報酬率」は概算値で表示しています。

※実質的な信託報酬率(年率0.1538%～0.1838%程度(税込)(概算値)、(年率0.148%～0.178%程度(税抜)(概算値)))には、次の「その他費用・手数料」に記載されている費用は含まれておりません。

その他費用・ 手数料	その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等がファンドから支払われます。
	●組入有価証券等の売買の際に発生する証券会社等に支払われる手数料 ●組入有価証券を外国で保管する場合、外国の保管機関に支払われる諸費用 ●監査法人等に支払われる当ファンドの監査にかかる費用 ●その他信託事務の処理にかかる諸費用 等
	上記費用のうち、監査費用は毎日計上され、毎計算期間の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。
	※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

4. 手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2025年9月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)」をご利用の場合NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) 総経費率

当ファンドの運用は、2025年12月1日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、開示できる情報はありません。